

総務委員会資料

令和3年第4回定例会提出予定議案の説明

諮問第3号

下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について

資料1 諮問第3号に係る審査請求における審査請求人及び処分
庁の主張等について

資料2 審査請求の制度について

令和3年11月24日

総務企画局

諮問第3号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

1 審査請求に至るまでの経過

- 昭和54年 審査請求人は、現住居で居住を開始した。
- 平成5年9月24日 本市は、審査請求人宅を含む区域において、公共下水道の供用を開始した。
- 平成31年1月9日及び同年3月6日 本市は、審査請求人の住居の排水設備について公共下水道への接続の有無を調査し、公共下水道に接続されていることを確認した。
- 令和元年9月27日 本市は、審査請求人に対し、平成26年10月分から令和元年5月分までの下水道使用料321,212円の納入の通知に係る徴収に関する処分（以下「本件下水道使用料請求処分」という。）を行った。
- 令和2年2月17日 本市は、審査請求人に対し、下水道使用料の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 令和2年5月12日 審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

2 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張

- ア 審査請求人宅では、当初から浄化槽を使用している。
- イ 審査請求人宅を含む区域で公共下水道の供用が開始された際、審査請求人は浄化槽の使用を継続し、浄化槽の埋戻し工事等を行わないことを本市に伝えていた。
- ウ 審査請求人は下水道使用料を支払うことに納得していないにもかかわらず、本市が一方的に請求している。

(2) 処分庁の主張

- ア 本件処分は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項、川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第5条及び川崎市上下水道局債権管理規程（平成26年川崎市上下水道局規程第21号）第4条の規定に基づき、納入通知の履行期限までに納付しない者に対し行ったものであり、違法又は不当な点はない。
- イ 平成31年1月9日及び同年3月6日に審査請求人宅の公共下水道への接続調査を実施し、審査請求人宅からの排水が公共下水道に流入していることを確認していることか

ら、たとえ浄化槽を使用していたとしても、審査請求人は、下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項に規定する「公共下水道を使用する者」として、下水道使用料の徴収対象となる。

本件下水道使用料請求処分は、地方自治法第231条及び第236条第1項の規定に基づいて行った処分であり、違法又は不当な点はない。

よって、本件処分が当然無効となるような重大かつ明白な瑕疵は存在せず、権限のある者によって取り消されてもいないことから、本件処分の効力に影響を及ぼすものではない。

3 審理員意見書の内容

本件について、審査庁が審理員を指名し審理手続を行わせていたところ、令和3年9月3日に審理員から次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人宅の排水設備（宅地内最終接続ます）は本市公共下水道に接続し、かつ、審査請求人宅からの下水は公共下水道に流入していることが認められることから、本件処分に先立つ本件下水道使用料請求処分について重大かつ明白な瑕疵は認められず、本件処分を瑕疵あるものと認めることはできない。

イ 本件処分については、地方自治法第231条の3第1項、川崎市債権管理条例第5条及び川崎市上下水道局債権管理規程第4条の規定に基づき行われており、違法又は不当な点は認められない。

ウ 下水道使用料の納入義務が発生するためには、公共下水道に下水を排除している認識又は公共下水道を使用することについて当該公共下水道使用者の承諾が必要とはいえない。

エ 浄化槽を経由した下水であっても、当該下水が公共下水道に流入しているのであれば、現実に公共下水道に当該下水を排除している者は、「公共下水道を使用する者」として、当然に使用料の支払義務を負うものである。

審査請求の制度について

1 概要

審査請求とは、違法又は不当な処分について、その取消しを求めため、処分庁の上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

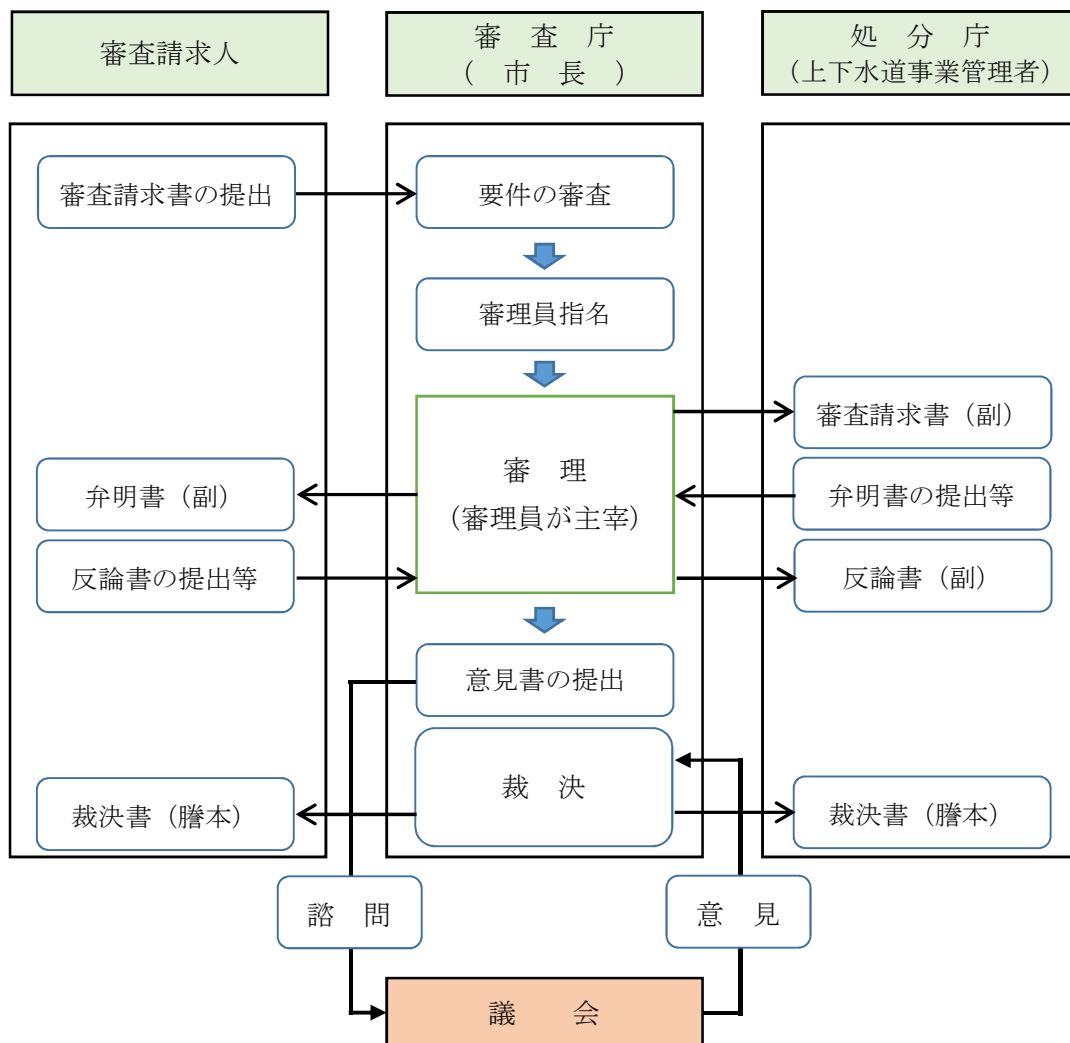
今回の審査対象である下水道使用料の督促に関する処分については、地方自治法第231条の3第7項の規定により、審査請求がされた場合には、議会へ諮問をした上、裁決をしなければならないことから、議会へ諮問を行うものである。

2 対象

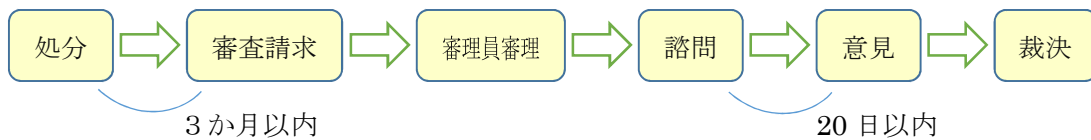
行政が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、下水道使用料の督促に関する処分に対して審査請求がなされている。

3 手続



4 期間



5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。

(1) 却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法又は不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法又は不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しができる。

6 審理員による審理について

審査請求をされた審査庁は、審査請求が適法な場合には、審査庁に所属する職員の中から、処分に関与していない者を、審理手続を行う者（審理員）として指名することとされている。

審理員は審理手続を指揮し、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、事件記録とともに審査庁に提出することとされている。

7 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6か月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、本件は審査請求前置とされている処分であるため、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3か月を経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。